

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、唐津都市計画区域、相知都市計画区域及び呼子都市計画区域を一つの都市計画区域とし、次のように変更する。

平成 24 年 3 月 30 日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画区域の名称

唐津都市計画区域

2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

市町名	大字	字地番
唐津市	北波多徳須恵	全域（地先公有水面を含む。）
	北波多大杉	〃
	北波多岸山	〃
	北波多稗田	〃
	北波多田中	〃
	北波多竹有	〃
	北波多山彦	〃
	北波多下平野	〃
	北波多上平野	〃
	北波多成淵	〃

3 都市計画区域から除外される土地の区域

なし